

日 銀 業 第 105 号
令 和 4 年 3 月 22 日

代理店委嘱先金融機関
歳入代理店委嘱先金融機関等
委託国庫送金依頼先金融機関等
国庫金当座振込事務取扱金融機関 御中
国債代理店委嘱先金融機関
国債元利金支払取扱事務委嘱先金融機関等

日本銀行業務局

個人情報の取扱いに関するご連絡

本件は法令対応に関する重要なお連絡ですので、本通知を貴方のコンプライアンス関係部署等、必要な関係者に共有いただきますようお願い申し上げます。

日本銀行関連業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）により改正された個人情報の保護に関する法律（以下、「本改正法」といいます。）が、本年4月1日から施行されます。本改正法のもとでは、個人情報の漏えい等が生じた場合に、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が法令上の義務となるなど、個人情報関係事務の取扱いが厳格化されます。つきましては、本改正法施行以降、万一個人情報の漏えい等が生じた場合には、以下のとおり速やかなご対応をお願いいたします。

○ 当行が貴方に委託している事務に関連し、貴方に保管・管理をお願いしている個人情報について、「漏洩その他の安全確保上の問題」¹が発生したことが判明した場合には、直ちに、本通知末尾の照会先（日本銀行業務局総務課総合企画グループ）にご連絡ください。その際には、以下の点にご留意ください。

- ✓ 規程上保管が求められている証票等の紛失が疑われるケースなど、個人情報の漏えい、滅失又は毀損のおそれがある事態も含めて、直ちにご連絡ください（貴方内で詳しい調査を開始される前に当行にご一報ください）。

¹ 「日本銀行代理店等事務にかかる個人情報の取扱いに関する手続」 5.（1）。

- ✓ 本改正法第68条により、当行において個人情報保護委員会への報告および本人への通知が求められている事案（以下①～④）※に限らず、「漏洩その他の安全確保上の問題」が発生したことが判明した場合には、すべからくご連絡をお願いします。

※ 貴方から上記のご連絡をいただいた際には、当行から、以下①～④に該当するかをお伺いしますので、ご承知おきください。

- ① 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ④ 保有個人情報にかかる本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

○ また、当行が貴方に委託している事務について、貴方が再委託を行っている場合は、再委託先にも本通知の内容を周知してください。そのうえで、再委託先において、万一「漏洩その他の安全確保上の問題」が発生したことが判明した場合には、直ちに当行にご連絡いただきますよう、ご対応をお願いします。

○ なお、本改正法の施行に伴う規程改正につきましては、後日改めてご連絡させていただきます。

本件に関しご不明点等ございましたら、以下の照会先までご連絡ください。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局 総務課総合企画グループ
丸山（03-3277-2072）、瀧谷（03-3277-2053）

以 上